

「情報提供票」提出のお願い

～特定健診 情報提供事業とは～

特定健診は生活習慣病の発症・重症化を予防するための健診で、治療中の方も特定健診を受けていただく対象となっています。

日頃かかりつけ医で検査を受けている方は、その検査結果を医療機関を通して市にご提出いただくことで、特定健診を受診されたとみなされる制度が「**情報提供事業**」です。

★★★情報提供にご協力いただくための手順★★★

まずは、次回の診察日に、下記のものをご提出ください。

国保の保険証

または
マイナンバーカード等



特定健康診査
受診券

(白色の用紙)
5月下旬に郵送しています。



情報提供票(表)
問診票(裏)

※同封(茶色の用紙)

- ・情報提供事業にかかる**自己負担は 0 円**
- ・医療機関は、日南市特定健診指定医療機関に限ります。
- ・受診券がない方は、再発行いたします。☎ **31-1129**までご連絡ください。
- ・提出された情報提供票は、医療機関から市に報告されます。

自分のために、家族のために
健診で体の状態を確認しましょう！



今年度、特定健診を受けた方は対象となりません。
医療機関への提出期限は令和7年3月31日です。

特定健診の項目

- ・身体計測(身長、体重、腹囲、BMI)・血圧測定・心電図検査・尿検査(尿糖、尿蛋白、尿潜血)
- ・血液検査(空腹時血糖、HbA1c、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、GOT、GPT、γ-GTP、クレアチニン、尿酸)

情報提供していただいた方の中で、生活改善のためのアドバイスをさせていただくこともできます。

◎注意！！

- ①診察の際に実施されている検査が、特定健診の検査項目に足りていない場合は、通院日に不足分の検査を受けていただくことになります。(足りていない検査の費用は市が負担します。)
- ②実施されている検査の内容や検査項目数によっては、特定健診を受けていただいた方がよい場合もあります。

特定健診を受ける場合は、健診料金が1,300円かかります。(期間は12月28日まで)